

## 第4章 第2節 当面重点的に取り組むべき事項

\*\*\*\*\*

### I 総論

#### (1) 社会的気運の醸成

- ① 仕事と生活の調和の必要性和意義のアピール
- ② 企業による取組の実効性の確保
- ③ 自分の働き方や顧客としての行動が周囲の働き方に及ぼす影響についての配慮

#### (2) 仕事と生活の調和に取り組む主体への支援

- ① ノウハウ・好事例、専門家によるアドバイスの提供やインセンティブの付与による取組支援
- ② 仕事と生活の調和に関する情報拠点の構築

### II 就労による経済的自立

#### (1) 非正規労働者等の経済的自立支援とセーフティネットの整備

- ① 職業能力開発支援の充実
- ② 雇用対策の実施
- ③ 非正規雇用者への社会保険の適用拡大
- ④ 非正規労働者の処遇改善に向けた取組

#### (2) 若年者の就労・定着支援

- ① 若年者の就職支援や職場定着支援
- ② キャリア教育・職業教育の充実

#### (3) いくつになっても働ける社会の実現

#### (4) 働きながら学びやすい社会環境の構築

### III 健康で豊かな生活のための時間の確保

#### (1) 仕事との進め方の効率化の促進

#### (2) 長時間労働の抑制等

### IV 多様な働き方・生き方の選択

#### (1) 仕事と子育ての両立支援

- ① 短時間勤務等の普及
- ② 子育て社会基盤の整備
- ③ 男性の子育てへの関わりの促進

#### (2) 地域活動への参加や自己啓発の促進

\*\*\*\*\*

本節では、第1節で整理した課題に沿って、当面、重点的に取り組むべき事項を整理します。社会全体で仕事と生活の調和の実現に取り組むためには、労使、国、地方公共団体、関係団体、さらには国民一人ひとりが、それぞれの立場で、ここに掲げた事項をはじめ、仕事と生活の調和の実現に向けて取組を進めていくことが重要です。

## I 総論

### (1) 社会的気運の醸成

#### ①仕事と生活の調和の必要性と意義のアピール

##### (「新成長戦略」の実行)

「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)において、就業率(20～64歳、15歳以上、20～34歳、25～44歳(女性)、60～64歳)や第1子出産前後の女性の継続就業率、男性の育児休業取得率等について2020年までの目標が掲げられるとともに、「ディーセント・ワーク(人間らしい働きがいのある仕事)」の実現に向けて、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組むとされたことを踏まえ、新しい「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「行動指針」に基づき取組を進めます。(関係省庁)

##### (社会全体への意識喚起の取組)

「次世代のための民間運動. ワーク・ライフ・バランス推進会議。」は、運動の象徴として11月23日を「ワーク・ライフ・バランスの日」、この日を中核とする1週間(平成23年は11月20日～26日)を「ワーク・ライフ・バランス週間」として提唱し、運動全体の社会的な盛り上げを図ります。(日本生産性本部)

##### (「カエル! ジャパン」キャンペーンの推進)

仕事と生活の調和の重要性を、様々な規模・業種の企業や国民の各層に対して発信していくため、引き続き「カエル! ジャパン」キャンペーンを推進するとともに、効率的な働き方に関する事例を効果的に提供していきます。(内閣府)

##### (ホームページやセミナー等での情報提供)

商工会議所のホームページやセミナー等において、仕事と生活の調和に関する情報提供等を行っていくとともに、国等と連携して周知・啓発に取り組んでいきます。(日本商工会

議所)

仕事と生活の調和ポータルサイトや「仕事と生活の調和レポート」等各種公表物において、仕事と生活の調和に取り組むことで人材の確保・定着につながった事例やメリハリのある働き方の実現により生産性の向上と従業員の私生活の充実につながった事例などを紹介していきます。(内閣府)

また、関係府省は、「次世代のための民間運動～ワーク・ライフ・バランス推進会議～」(事務局：日本生産性本部)などの民間団体とも連携しつつ、子育て支援や男女共同参画など仕事と生活の調和に深く関係する施策のシンポジウムやセミナーを含め、各種のシンポジウムにおいて、仕事と生活の調和の意義や事例について紹介していきます。

(地域の実情に応じた意識啓発の取組)

仕事と生活の調和についての意識を高めるため、「ワーク・ライフ・バランス推進デー(仮称)」を設けて、一人ひとりが自らの働き方を見つめ直し、家族とのきずなを深めるきっかけとするなど、各都道府県が地域の実情に応じた意識啓発の取組を行います。(全国知事会)

## ②企業による取組の実効性の確保

(経営者のイニシアティブと管理職の理解)

仕事と生活の調和への取組を制度の導入に終わらせず、実効性を確保していくためには、経営者のイニシアティブと管理職の理解が必要であり、職場全体の意識を変えていかなくてはなりません。

労使は、仕事と生活の調和のための取組がもたらすメリットについての理解の浸透を図り、また、国や地方公共団体は、経営者や管理職の意識改革を支援していきます。

(実効性を高めるための取組)

日本経済団体連合会では、各種会合や機関誌等を通じてワーク・ライフ・バランス推進の必要性や効果を紹介し、企業の意識啓発を行います。

また、改正育児・介護休業法等の確実な履行、運用に向け、企業からの各種問合せに対し、適切に対応します。(日本経済団体連合会)

さらに、次世代育成支援対策推進法では、常時雇用する労働者数が100人を超える一般事業主に対し、仕事と家庭の両立を支援するための雇用環境の整備等について記載した一般事業主行動計画を策定し、その旨を厚生労働大臣に届けること等が義務付けられています。加えて、一般事業主行動計画の策定・届出が義務となっている企業について、当該行動計画の公表及び労働者への周知が義務付けられており、この着実な履行を進めます。(厚生労働省)

また、平成22年6月に改正育児・介護休業法が本格的に施行されました。この改正法で

はいわゆる「パパ・ママ育休プラス」の導入、3歳までの子を養育する労働者に対する短時間勤務制度導入の義務化などのほか、①苦情処理・紛争解決の援助及び調停の仕組みの創設、②勧告に従わない場合の公表制度及び報告を求めた場合に報告をせず、又は虚偽の報告をした者に対する過料が創設されました。これにより、法の実効性を確保していきます。（厚生労働省）

### ③自分の働き方や顧客としての行動が周囲の働き方に及ぼす影響についての配慮

（自らの行動が周囲の仕事と生活の調和に与える影響について考えること）

自分自身の働き方の効率化を追求する視点だけにとどまらず、自分の働き方や顧客・発注者としての自らの行動が、家族、同僚、取引先の労働者といった周囲の人たちの仕事と生活の調和に与える影響についても議論していきます。

## （2）仕事と生活の調和に取り組む主体への支援

### ①ノウハウ・好事例、専門家によるアドバイスの提供やインセンティブの付与による取組支援

（ノウハウ・好事例の提供）

企業が取組を進める上で、必要となるノウハウや好事例についての情報を提供するため、内閣府では、仕事の進め方の効率化のための取組例について広く情報提供します。情報提供に当たっては、例えば管理職向け研修資料として活用できるように編集するなど、提供方法の工夫を行います。このほか、企業における仕事と生活の調和担当者を対象にしたメールマガジンを発行し、定期的に情報提供を行うとともに、企業担当者の交流の場を提供することにより、企業の横のつながりを確保しながら互いに取組を促進し合える環境を整備します。（内閣府）

（積極的に取り組む企業の表彰等）

各界での仕事と生活の調和推進が活性化していくことを目指して、企業・労働組合・自治体などを対象に、「ワーク・ライフ・バランス大賞」を実施しています。毎年11月には、「ワーク・ライフ・バランス・コンファレンス」を開催し、受賞企業の経営者による講演や受賞事例を紹介し、広く社会的に浸透することを目指します。また、企業での実践サポートを目的に、人事担当者や推進担当者が自社の実情を踏まえて推進できるツール開発などに取り組んでいきます。（日本生産性本部）

均等・両立支援企業表彰（ファミリー・フレンドリー企業部門）を実施しています。家

族的責任を有する労働者がその能力や経験を生かすことのできる環境整備を促進するため、ファミリー・フレンドリー企業※を目指した取組を積極的に行っており、かつその成果があがっている企業等を表彰し、これを広く国民に周知します。（※仕事と育児・介護とが両立できるような様々な制度をもち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行う企業）（厚生労働省）

（労働時間等設定改善に向けた取組の推進）

社内制度の見直し等により、恒常的に所定外労働の削減や年次有給休暇の取得促進に取り組む事業主に対する支援を行っていきます。（厚生労働省）

（企業の取組やアドバイザーの派遣などの地方公共団体における仕事と生活の調和推進施策の紹介）

「仕事と生活の調和ポータルサイト」において、「カエル！ジャパン宣言」企業など積極的に取り組む企業を紹介するとともに、アドバイザーの派遣や企業の表彰、公契約上の配慮などの地方公共団体における仕事と生活の調和推進施策について情報や事例を紹介します。これらにより、企業や地方公共団体における更なる展開を後押しします。（内閣府）

（企業における取組を評価する仕組みの充実）

企業における次世代育成支援や CSR（企業の社会的責任）への取組を促進するため、自社の雇用環境の整備だけでなく、小中学校への出前教室や工場見学の受入れなどに積極的に取り組んでいる企業を顕彰・公表するなど、企業の地域への貢献についても評価していきます。また、全国知事会ホームページでの先進的な取組事例の紹介や表彰制度など、情報発信や情報共有できる仕組みの充実について検討します。（全国知事会）

さらに、公共調達において、契約の内容に応じ仕事と生活の調和に積極的に取り組む企業を評価する取組を推進します。（内閣府ほか関係省庁）

## ②仕事と生活の調和に関する情報拠点の構築

（仕事と生活の調和に関する情報の拠点の構築）

「仕事と生活の調和ポータルサイト」において、好事例のほか、仕事と生活の調和に係る調査研究についての国内外の情報収集を進め、それを広く提供します。また、単に情報提供を行うだけではなく、このサイトが仕事と生活の調和に関する情報の拠点（情報のハブ）としての役割を果たせるよう、既に収集されている事例等の情報を体系的に整理した上で提供することで、サイトを利用する方々が求める情報の所在を突き止めることができるような仕組みを設けます。（内閣府）

## Ⅱ. 就労による経済的自立

### (1) 非正規労働者等の経済的自立支援とセーフティネットの整備

#### ① 職業能力開発支援の充実

##### (産業人材育成事業の実施)

商工会議所は、中小企業の人材育成（キャリア形成や職業能力の向上）を支援するため、従業員等を対象としたビジネススキル等の座学研修や簿記・販売士等の検定事業を実施していきます。（日本商工会議所）

##### (ものづくり担い手人材育成事業の実施)

地域中小企業の人材ニーズを踏まえたものづくり担い手人材の育成を行うため、求職者や中小企業の従業員を対象とした座学による講義や現場での実習を行います。（全国中小企業団体中央会）

##### (農商工連携人材育成事業)

農商工連携に積極的に取り組もうとする人材を発掘し、農林漁業、商工業の両方の経営実務に必要な知識を習得するための講義や農場等における実地研修等を実施し、農商工連携に取り組む人的基盤を形成することができるよう、研修実施機関の行う研修費用を助成する事業を実施しています。（全国中小企業団体中央会）

##### (求職者支援制度)

緊急人材育成支援事業については、平成23年9月開講分で終了し、同年10月からは、求職者支援制度として、雇用保険を受給できない方に対して、基礎的能力から実績的能力までを一括して付与する職業訓練等を実施するとともに、一定の要件を満たす場合には、支給を行っていきます。（厚生労働省）

##### (ジョブ・カード制度の推進)

フリーター等の正社員経験の少ない方を始めとした広く求職者等を対象として、ジョブ・カードを活用したきめ細かなキャリア・コンサルティングを通じた意識啓発や課題の明確化を行い、実践的な職業訓練の機会を提供し、訓練実施機関からの評価結果や職務経歴等をジョブ・カードとして取りまとめ、就職活動等に活用することにより、安定的な雇用への移行等を促進するジョブ・カード制度を推進していきます。（厚生労働省）

また、日本商工会議所に「中央ジョブ・カードセンター」を、全国各地の商工会議所に

「ジョブ・カードセンター」を設置し、ジョブ・カード制度の普及促進や職業訓練を希望する企業に対して訓練実施計画の作成支援などを行っており、これまでに約9,500人が正規雇用されているなど、非正規労働者の正規雇用化に大きく貢献しています。（日本商工会議所）

（日本版デュアルシステム（ジョブ・カード制度の職業訓練の一つ）の実施）

企業実習を通じた実践的な職業能力の習得が必要な方に対し、民間教育訓練機関等での座学と企業等における実習を組み合わせた実践的な職業訓練（訓練期間は標準4か月）を実施し、安定就労への移行を引き続き図っていきます。（厚生労働省）

（ハローワークにおける職業訓練受講者への支援）

労働局及びハローワークに就職支援ナビゲーター（職業訓練・求職者支援分）を配置し、職業訓練情報等の収集・提供及びキャリア・コンサルティング、訓練修了者に対する担当者制による就職支援等を実施しており、求職者支援制度の創設を受けてより充実した支援を行っていきます。（厚生労働省）

## ②雇用対策の実施

（非正規労働者総合支援事業）

派遣労働者等非正規労働者の雇用の安定のために「キャリアアップハローワーク（非正規労働者総合支援センター）」及び「キャリアアップコーナー（非正規労働者総合支援コーナー）」を設置し、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介、キャリア・コンサルティング等を実施することにより様々な支援をワンストップで提供します。また、生活支援の相談体制の強化を図り、キャリアアップハローワーク、同コーナー及び全国の主要なハローワークにおいて、臨床心理士、弁護士等の専門家による巡回相談を実施しています。（厚生労働省）

（緊急人材育成・就職支援基金）（再掲）

十分な技能・経験を有しない求職者を、実習型雇用や職場体験を通じて雇い入れる中小企業等に対する助成、長期失業者や住宅を喪失し就職活動が困難となっている者に対する再就職支援や住居・生活支援等を実施していきます。なお、緊急人材育成支援事業は平成23年9月に終了し、同年10月からは恒久的な制度である求職者支援制度として実施していきます。（厚生労働省）

（マザーズハローワーク事業）

マザーズハローワーク事業の拠点（マザーズハローワーク、マザーズサロン及びマザーズコーナー）において、子育てしながら就職を希望している女性等に対して、キッズコーナーの設置等子ども連れで来所しやすい環境を整備し、予約による担当者制の職業相談、地方公共団体等との連携による保育所等の情報提供、仕事と子育ての両立がしやすい求人情報の提供など、総合的かつ一貫した就職支援を実施していきます。（厚生労働省）

### ③非正規雇用者への社会保険の適用拡大

（非正規雇用者への社会保険の適用拡大）

「社会保障・税一体改革成案」に検討項目として盛り込まれた、「短時間労働者に対する社会保険（健康保険・厚生年金）の適用拡大」については、社会保障審議会「短時間労働者への社会保険適用等に関する特別部会」の場で、具体的な適用の在り方等を検討し、取りまとめた上で、平成24年以降速やかに法案を提出する予定です。（厚生労働省）

### ④非正規労働者の処遇改善に向けた取組

（非正規労働者の処遇改善に向けた取組）

労働者の賃金の底上げのため、企業内最低賃金協定（締結拡大と水準の引上げ）の取組を強化します。また、非正規労働者の均等・均衡処遇の実現にむけた運動の展開を図ります。（日本労働組合総連合会）

## （2）若年者の就労・定着支援

### ① 若年者の就職支援や職場定着支援

（フリーター等正規雇用化支援事業）

全国のハローワークにおいて、広くフリーター等（30代後半の不安定就労者を含む）を対象に、正規雇用化に向け、支援対象者1人ひとりの課題に応じ、①就職活動に関する個別相談・指導助言、②フリーター向け求人の確保、継続的な求人情報提供、③フリーター等を対象とした面接会の開催、④「ジョブクラブ」方式による主体的な就職活動の支援、⑤職業相談・職業紹介、⑥職場定着支援、の一貫した就職支援を実施します。（厚生労働省）

（新卒者就職応援プロジェクト事業の実施）

平成22年3月に大学等を卒業する予定者で就職が未内定の者（事業公募時）を対象に、中小企業の生産現場に触れる機会を付与するとともに、中小企業で働く上で必要とされる技能・技術・ノウハウ等を習得するための長期期間の職場体験（インターシップ）等を実



施することにより、中小企業の人材確保支援を目的とした事業を実施しています。(全国中小企業団体中央会)

## ②キャリア教育・職業教育の充実

(キャリア教育に対する支援活動の推進)

各地商工会議所では、地域の学生を対象としたインターンシップ、職場体験等のキャリア教育に対する支援活動を積極的に行っており、今後もこうした活動が全国で展開されるよう情報提供等の支援活動を推進していきます。(日本商工会議所)

(今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の充実)

平成23年1月、中央教育審議会において「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(答申)」が取りまとめられました(答申の本文、付属資料(データ・事例)については、

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1301877.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1301877.htm) 参照)。この答申では、若年無業者(ニート)・早期離職者の存在など、若者の「学校から社会・職業への移行」が円滑に行われていない点や、コミュニケーション能力など職業人としての基本的な能力の低下、職業意識・職業観の未熟さ、進路意識・目的意識が希薄なまま進学する者の増加など、若者の「社会的・職業的自立」に向けて様々な課題が見られることを指摘しています。

これらは、若者個人のみの問題ではなく、社会を構成する各界が互いに役割を認識し、一体となり対応していくことが必要ですが、その中で、学校教育は重要な役割を果たすものであり、キャリア教育・職業教育を充実していくことが必要です。こうした点を踏まえて、この答申では、①幼児期の教育から高等教育に至るまでの体系的なキャリア教育の推進、②実践的な職業教育の重視と職業教育の意義の再評価、③生涯学習の観点に立ったキャリア形成支援(生涯学習機会の充実、中途退学者などの支援)の3つの基本的方向性に沿った具体的な方策が提言されています。

この答申の内容を踏まえ、引き続き、学校におけるキャリア教育・職業教育の充実を図っていきます。(文部科学省)

(キャリア教育の担い手としてのキャリア・コンサルタントの養成)

本格的な進路決定の前段階にある中高生を対象とするキャリア教育の充実を図る観点から、労働行政としてこれまで培ってきたキャリア・コンサルティングの専門性を活かし、キャリア教育の企画・運用を担う人材を養成するため、キャリア・コンサルタント、NPOスタッフ、ハローワーク相談員、教員等を対象とした研修事業を実施しています。(厚生労働省)

### (3) いくつになっても働ける社会の実現

#### (65 歳までの高年齢者雇用確保措置の着実な実施)

ハローワークによる指導・助言を行うとともに、人事処遇制度の見直し、職場改善や職域開発などに関する高年齢者雇用アドバイザーによる専門的・技術的支援等を実施していきます。(厚生労働省)

#### (希望すればいくつになっても働ける高齢者雇用の促進)

意欲と能力があれば年齢にかかわらず働ける環境整備を図るため、定年引上げ等奨励金等による支援を実施していきます。(厚生労働省)

#### (高齢者の多様な働き方に対する支援の充実)

シルバー人材センターにおいて、教育・子育て・介護・環境の分野を重点に、地域社会のニーズに応じた新たな就業機会を創出するなど、企業雇用以外の多様な働き方を促進していきます。(厚生労働省)

### (4) 働きながら学びやすい社会環境の構築

(大学・専修学校等における社会人受入れの促進のための学習環境の整備(学習目的に応じた教育プログラムの提供))

現在、大学入学者に占める社会人の割合は、OECD平均が約 20%に対し、我が国は約 2%となっており、国際的にみて極めて低い状況です。今後、履修証明制度の運用改善などにより、社会人が何度でも大学で学び、学習成果を社会で生かせる環境を整えていきます。

また、専修学校の振興方策として、多様な学習ニーズへの対応を充実させるよう、社会人等の多様なライフスタイルに即した学習機会の提供を可能とする単位制・通信制の導入に向けた検討を行っています。(文部科学省)

## Ⅲ. 健康で豊かな生活のための時間の確保

### (1) 仕事の進め方の効率化の促進

#### (仕事の進め方の効率化のための取組例についての情報提供)

「メリハリのある働き方」の実現に向けて、労使による仕事の進め方の効率化に向けた仕事管理の改善等の取組を支援するため、仕事と生活の調和を目指した仕事の進め方の効率化のための取組例について広く情報提供します。(内閣府)

## （２）長時間労働の抑制等

### （総実労働時間の縮減にむけた取組）

日本労働組合総連合会の時短方針に掲げた「年間総実労働時間 1800 時間」の実現をめざし、労働協約の改定と時間外労働の削減、適正な労働時間管理などに取り組みます。また、減少傾向にあった総実労働時間が増加していることから、労働時間をもとに戻せない取組の強化とともに、労働時間規制の取組（インターバル休息、36 協定の特別条項の上限規制設定など）の強化をめざします。（日本労働組合総連合会）

### （時短目標の達成に向けた取組）

全ての加盟組合において、2009 年度末までの「最低到達目標」（年間所定労働時間 2,000 時間を上回る組合をなくすなど）の達成に向けて取り組んできましたが、2010 年度末でも全加盟組合での達成には至らず、引き続き取り組みを強化しています。加えて、「超過勤務実施時も含めた翌勤務開始時とのインターバル規制」の組織内展開を図っており、2011 年 8 月末現在 15 の加盟組合において企業等との間で労使協定を締結しています。（情報産業労働組合連合会）

### （労働時間等設定改善に向けた取組等）

労働時間等設定改善に向けて、時間外労働協定の締結内容の見直し、年次有給休暇の計画的付与制度の導入など企業における社内制度の見直し等により、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進に取り組む事業主に対する支援を行っていきます。（厚生労働省）

国家公務員については、政府全体を通じて「国家公務員の労働時間短縮対策について」（平成 4 年 12 月人事管理運営協議会決定）、「超過勤務の縮減に関する指針について」（平成 21 年 2 月人事院事務総局職員福祉局長）等に沿って超過勤務の縮減及び年次休暇の計画的使用の促進に取り組んでいきます。また、府省ごとに在庁時間の削減目標を設定し、計画的に在庁時間削減に取り組んでいるところです。（総務省、人事院）

## Ⅳ. 多様な働き方・生き方の選択

### （１）仕事と子育ての両立支援

#### ①短時間勤務等の普及

（育児・介護のための時間の保障に向けた要請活動の実施）

育児・介護のための時間を保障するため、休業や短時間勤務制度を拡充し、本人の選択

を前提とする勤務の柔軟化の整備に向けて関係先への要請活動を行っていきます。(日本労働組合総連合会)

(改正「育児・介護休業法」の施行)

いわゆる「パパ・ママ育休プラス」の導入、3歳までの子を養育する労働者に対する短時間勤務制度の導入の義務化等を内容とする改正育児・介護休業法が、平成22年6月に施行されました。一部の規定は、常時100人以下の労働者を雇用する事業主については、平成24年7月1日から適用されることから、これらの事業主に対して、改正法の周知・徹底を図っていきます。(厚生労働省)

(女性の就業継続や男性の育児休業取得促進に向けた取り組みの推進)

改正育児・介護休業法の施行を受けた労働協約化の推進や、改正法の一部制度が適用猶予とされた100人以下の企業における制度導入の促進、両立を希望する人が制度を利用できる職場環境の整備にむけた取組などを進めます。(日本労働組合総連合会)

(子育て期短時間勤務制支援助成金(※)を通じた事業主への支援)

子育て期の労働者が利用できる短時間勤務制度の導入・利用促進に向けた取り組みを行い、労働者が利用した場合に、助成金を事業主に支給します。(厚生労働省)

※平成23年8月までは両立支援レベルアップ助成金(子育て期の短時間勤務支援コース)

(短時間正社員制度の導入促進)

「短時間正社員制度導入支援ナビ」等において好事例の提供を行うとともに、マニュアル等により短時間正社員制度に関する情報提供を行うことにより、その導入・定着の促進を図ります。また、同制度を導入・運用する事業主を支援するため、「均衡待遇・正社員化推進奨励金(短時間正社員制度)」の支給を行います。(厚生労働省)

## ②子育て社会基盤の整備

(子どもと子育てを社会全体で支えるしくみの構築)

子ども・子育て政策と財源の一元化、ステークホルダーの政策決定プロセスへの参画など、利用者本位の切れ目のないサービス提供体制と社会的養護など支援体制を確立するため、「子育て基金(仮称)」構想の具体化に向けて、現在政府で検討されている「子ども・子育て新システム」の制度設計への提言や、関係団体・関係会議等における提言、協議、意見交換を進めます。(日本労働組合総連合会)

(ファミリー・サポート・センター事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動を進めます。

また、平成21年度から病児・病後児預かり等への対応のための事業を実施しています。  
(厚生労働省)

(事業所内保育施設設置・運営費助成金)

労働者のための保育施設を事業所内(労働者の通勤経路又はその近接地域を含む)に設置、増築等を行う事業主・事業主団体に、設置、増築、運営費用を一部と助成します。また、保育遊具等購入費用の一部についても助成します。(厚生労働省)

(保育所待機児童の解消)

「子ども・子育てビジョン」に基づき、就労希望者の潜在的な保育ニーズに対応し、就労しながら子育てしたい家庭を支えるため、潜在的な保育ニーズにも対応した数値目標(保育サービスの定員を毎年5万人ずつ増加)を定め、保育所待機児童の解消を図ります。(厚生労働省)

### ③男性の子育てへの関わりの促進

(改正「育児・介護休業法」の施行)

父親も子育てができる働き方の実現を目指し、①父母がともに育児休業を取得する場合、1歳2か月(現行は1歳)までの間に、1年間育児休業を取得可能とする(パパ・ママ育休プラス)、②父親が出産後8週間以内に育児休業を取得した場合、再度、育児休業を取得可能とする、③配偶者が専業主婦(夫)であれば育児休業の取得不可とすることができる制度を廃止する、等を内容とする改正育児・介護休業法が、平成22年6月に施行されました。引き続き、企業において改正法の内容に添った措置等の規定が適切に整備され、制度として定着するよう、改正法の周知・徹底を図っていきます。(厚生労働省)

(男性の仕事と子育ての両立に関する意識改革)

育児を積極的にする男性(イクメン)を応援する、「イクメンプロジェクト」により、働く男性が、育児をより積極的に楽しみ、育児休業を取得しやすい社会となるよう、社会的気運の醸成を図っていきます。(厚生労働省)

国家公務員においても、育児休業等を取得した男性職員による講演会(先輩育休パパ講演会)や体験談等をまとめたパンフレットを作成し、男性職員の育児休業等の取得を促進していきます。(総務省)

(男性の育児休業取得率向上の促進)

依然として低い男性の育児休業取得率を上げるため、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を踏まえ、各都道府県で当面の目標を設定し、目標達成に積極的に取り組む企業を募るなど、企業の自主的な取組が進むような環境を整え、取得率の向上に努めます。(全国知事会)

(国家公務員の仕事と育児が両立しやすい環境整備)

国家公務員について、育児休業や育児短時間勤務、育児時間、早出遅出勤務等の両立支援制度の周知や利用モデルの提示等を行い、男性職員の育児休業の取得を促進するなど仕事と育児が両立しやすい環境整備を図ります。(人事院)

(2) 地域活動への参加や自己啓発の促進

(キャリア形成促進助成金(訓練等支援給付金))

事業主が、事業内職業能力開発計画等を策定し、その雇用する労働者の申出により、職業訓練等、職業能力検定若しくはキャリア・コンサルティングを受けるために必要な経費の負担又は職業能力開発休暇の付与等を行った場合において一定の助成を行っています。

(厚生労働省)

(特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及事業)

地域活動やボランティア活動への参加に必要な休暇等、特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度について、事業主を対象とするセミナーの開催、休暇導入事例集の作成等により、その一層の普及促進を図ります。(厚生労働省)

(ソーシャルビジネス振興事業)

新しい社会的価値を産み出し、新たな働き方の提供を可能とするソーシャルビジネス(事業性を確保しながら、社会的課題の解決を図る活動。以下、「SB」)を振興するため、SB事業者を中心としたネットワーク組織を設立し、民間主導によるSBの活性化を図るとともに、SBの起業を支援する団体や地域で活躍するSB人材の創出・育成、SBの成功モデルを他地域に移転する取組に対する支援や普及啓発を実施します。(経済産業省)